

交通ルールを守り事故のない街作りを!

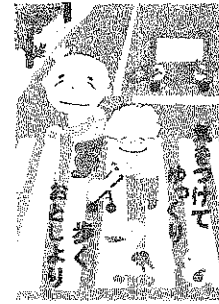
神宮寺

広報 4 月号
神宮寺駐在所
894-2020

1 横断歩行者の保護

茨城県警では、歩行者の方に、「その手で合図！止まってくれてありがとう大作戦」を推進しています。

横断歩道を渡る際、「手を差し出す」「顔を向ける」「横断後にお礼、会釈する」をするだけで横断をスムーズにし、歩行者と運転者の両者が気持ちよく交通ルールを守り、事故のない社会作りを推進していけると考えています。



2 自転車の交通ルール遵守の啓蒙

大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

自転車は軽車両に分類される乗り物なので当然道路交通法が適用されます。

本年4月1日から努力義務化となりました。

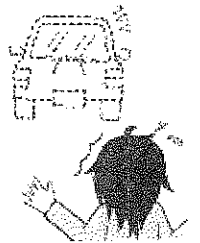
違法ヤードの発見にご協力を!

違法ヤードは、盗んだ自動車を隠し解体などを行う窃盗（自動車盗）の温床となっています。

※ヤードとは、高い鉄板などの塀で囲まれて中の様子が見えず、自動車の解体を行う施設です。

一見利用されていないが

- ① 自動車の鉄板をかしたり、自動車を解体している。
- ② トラック等で解体、エンジン等を運搬している。
- ③ 塀から車庫にかけて不審な車両が入る。



※このような施設は盗難自動車を扱う違法なヤードの可能性があり、盗難車の取り扱いを知らずながら家賃収入を得た場合は処罰の対象になります。

あやしい騒音や、自分が愛している車庫や土地がおかしいと思ったら警察へのご一報をお願いします。

神宮寺駐在所

管内犯罪発生状況

本年3月中旬に太陽光発電所からケーブルの盗難が相次いで発生しました。

太陽光発電所を所有している方は

- ・防犯カメラを設置すること
- ・集電箱や変流器に鎖等を使用し、簡単に開放できないようにすること

などのご協力をお願いします。